

芦屋市条例第10号

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
（支給取扱い） 第4条 （略） 2～4 （略） 5 第2項の規定にかかわらず、別表防疫手当の項又は <u>夏季作業手当の項</u> に規定する業務に従事した場合の手当の額は、 <u>それぞれ同項</u> に規定する手当の額とする。			（支給取扱い） 第4条 （略） 2～4 （略） 5 第2項の規定にかかわらず、別表防疫手当の項に規定する業務に従事した場合の手当の額は、同項に規定する手当の額とする。		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給される職員の範囲	支給額	種類	支給される職員の範囲	支給額
防疫手当～汚物取扱手当	(略)		防疫手当～汚物取扱手当	(略)	
夏季作業手当	1 <u>気候変動適応法（平成30年法律第50号）第</u>	<u>1時間以上にわたり、従事した場合</u> 1日につき200円			

改正後		改正前	
	<u>18条の熱中症警戒情報又は同法第19条第1項の熱中症特別警戒情報が兵庫県に発表された期間において、屋外で行う必要がある業務又は市長が別に定める業務（以下「屋外業務等」という。）に従事した職員</u>	<u>（3時間以上従事した場合は、500円）</u>	
	<u>2 市の区域外に出張又は派遣され、気候変動適応法第18条の熱中症警戒情報又は同法第19条第1項の熱中症特別警戒情報が当該地域に発表された期間において、屋外業務等に従事した職員</u>	<u>1時間以上にわたり、従事した場合 1日につき200円（3時間以上従事した場合は、500円）</u>	
非常作業手当～年末年始等特別勤務手当	(略)	非常作業手当～年末年始等特別勤務手当	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。